「賃金向上助成」「賃金向上助成・資格等手当助成」について

令和５年度より、以下の要件を満たす賃金向上の取組を行った建設事業主に対して助成額を増額する、「賃金向上助成」「賃金向上助成・資格等手当助成」を新設します。

①賃金向上助成

【対象コース】
人材確保等支援金のうち、以下のコースが対象となります。

若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）	事業主経費助成
作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）	女性専用作業員施設設置経費助成

【支給要件】
・対象コースの支給決定を受けていること。
・賃金要件を満たすこと。

賃金要件：雇用する全ての建設労働者の毎月決まって支払われる賃金（※１）を、支給対象事業終了日の翌日から起算して1年以内に、５％以上増加させ、建設労働者に支払っていること。

賃金が５％以上増加していることについては、
改定後３か月間の賃金総額と改定前３か月間の賃金総額を比較し、全ての建設労働者の賃金が５％以上増加していることにより判断します。

②賃金向上助成・資格等手当助成

【対象コース】
人材開発支援助成金のうち、以下のコースが対象となります。

建設労働者認定訓練コース	賃金助成
建設労働者技能実習コース	経費助成、賃金助成

【支給要件】
・対象コースの支給決定を受けていること。
・賃金要件または資格等手当要件を満たすこと。

賃　金　要　件：算定対象となる全ての建設労働者の毎月決まって支払われる賃金（※１）を、訓練修了日の翌日から起算して1年以内に５％以上増加させ、建設労働者に支払っていること。
資格等手当要件：資格等手当（※２）の支払について就業規則等に規定し、訓練修了日の翌日から起算して１年以内に、全ての算定対象となる建設労働者に対して実際に当該手当を支払い、賃金を３％以上増加させていること。

賃金が５％以上または３％以上増加していることについては、
改定後３か月間の賃金総額と改定前３か月間の賃金総額を比較し、算定対象となる全ての建設労働者の賃金が５％以上または３％以上以上増加していることにより判断します。

①②ともに「賃金向上助成」または「賃金向上助成・資格等手当助成」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

※１　毎月決まって支払われる賃金とは、基本給及び諸手当をいう（労働協約、就業規則又は労働契約等において明示されているものに限る。）。
※２　資格等手当とは、職務に関連した資格、知識または技能を有している者に対して毎月決まって支払われる手当をいう。